

「ネクストウィル・タックスレビュー」では、毎月 1 回、法人税、所得税、相続税等の税務情報を配信させていただきます。特に税制改正等の注目度の高い税務については、なるべく早く取り上げていきたいと思っております。ご自分が税務でお悩みの方はもとより、日頃から税務でお悩みの方と接する機会が多い、**弁護士、司法書士、不動産鑑定士、社会保険労務士等の士業の先生方、不動産関連業界及び金融機関の方々**などのクライアントサービスに役立つ情報の配信を心がけております。ぜひご利用ください。

－ 平成 27 年度税制改正大綱のポイント －

平成 26 年 12 月 30 日、平成 27 年度税制改正大綱が公表されました。アベノミクス推進により雇用・所得環境は改善傾向が続くとともに、企業部門も高水準の経常利益を実現するなど、景気は緩やかな回復基調が続くとする一方、個人消費に弱さが見られることや、地方や中小企業ではアベノミクスの成果を十分に実感できていないことに言及しています。このような経済状況の下、消費税 10%への引き上げ時期の 1 年半延期(平成 27 年 10 月の予定を平成 29 年 4 月に延期)、賃金上昇・雇用拡大・投資の増加につながる法人実効税率の引き下げ等が盛り込まれています。

今号においては、平成 27 年度税制改正の主な内容を簡単に紹介し、次号以降でより詳細な内容の解説をしていきたいと思っております。

1. 法人課税

(1) 法人実効税率の引き下げ(減税)

国・地方を通じた法人実効税率(現行 34.62%)については、平成 27 年度に 32.11%($\Delta 2.51\%$)、平成 28 年度に 31.33%($\Delta 3.29\%$)に引き下げる。さらに、引き続き平成 28 年度以降の税制改正においても、20%台まで引き下げることを目指す。

(2) 欠損金の繰越控除制度の見直し(増税・減税)

青色申告の欠損金の繰越控除については、現行では繰越控除前の所得に対して 100 分の 80 相当額が認められているが、これを次のとおり段階的に引き下げる(但し、中小法人等の全額控除の特例は継続)。

- 平成 27 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間に開始する事業年度については、繰越控除前の所得に対して 100 分の 65 相当額
- 平成 29 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度については、繰越控除前の所得に対して 100 分の 50 相当額

また、平成 29 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度に生じた欠損金の繰越期間については、現行の 9 年から 10 年に延長する。

(3) 受取配当等の益金不算入制度の見直し(増税)

受取配当等の益金不算入割合が 100 分の 100 となっている関係法人株式等の株式保有割合について、現行の 25%以上から 3 分の 1 超に引き上げる。また、受取配当等の益金不算入割合が 100 分の 50 となっている株式保有割合 5%以下の株式については、非支配目的株式等として区分し、益金不算入割合を 100 分の 20 に引き下げる。

(4) 特定資産の買換えの場合等の課税の特例の延長(減税)

特定資産の買換えの場合等の課税の特例における長期所有の土地・建物等から国内にある土地・建物等への買換え(いわゆる 9 号特例)について、現行の期限である平成 26 年 12 月 31 日から 2 年 3 ヶ月延長する(所得税の事業用資産の買換え特例についても同様とする)。

(5) 法人事業税及び地方法人特別税(外形標準課税)の税率見直し

資本金 1 億円超の法人の法人事業税及び地方法人特別税の税率を 2 段階で見直しを行う(付加価値割、資本割、地方法人特別税は税率を引き上げ、所得割は税率を引き下げる)。

2. 個人所得課税

(1) 住宅ローン控除の適用期限延長(減税)

現状、平成 29 年 12 月 31 日までとなっている住宅ローン控除(住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除)については、平成 31 年 6 月 30 日まで 1 年 6 ヶ月延長する。

(2) 国外転出をする場合の譲渡所得税等の特例の創設(増税)

国外転出をする居住者が、時価 1 億円以上の有価証券等を保有する場合、国外転出時に譲渡益等に対して所得税が課税される制度を創設する(但し、納税猶予及び更正の請求等の規定あり)。なお、当該規定については、平成 27 年 7 月 1 日以後に国外転出をする場合等に適用する。

3. 資産課税

(1) 住宅取得等資金の贈与の非課税特例の拡充・延長(減税)

直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置については、平成 31 年 6 月 30 日まで適用期限を延長する。なお、非課税対象額については、贈与年月及び取得する住宅の性能等により変動するものとなっている(良質な住宅用家屋の場合:最大 3,000 万円、それ以外の住宅用家屋の場合:最大 2,500 万円)。

(2) 結婚子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の創設(減税)

個人(20 歳以上 50 歳未満の者に限る)の結婚・子育て資金の支払に充てるためにその直系尊属から金銭を贈与(具体的には金銭拠出による信託等の設定が必要)した場合には、受贈者 1 人につき 1,000 万円(結婚に際して支出する費用については 300 万円を限度とする)までの金額については、贈与税を非課税とする。適用期限は、平成 27 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間に贈与されるものに限る。

(3) 教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の延長(減税)

直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置(適用期限:平成 25 年 4 月 1 日から平成 27 年 12 月 31 日、非課税枠 1,500 万円)については、適用期限を平成 31 年 3 月 31 日まで延長する。

4. 消費課税

(1) 消費税率の引き上げ時期の延期(減税)

消費税率の 10%への引き上げ時期について、当初予定していた平成 27 年 10 月 1 日から 1 年 6 ヶ月延期し、平成 29 年 4 月 1 日とする。

(2) 軽減税率の導入(減税)

消費税の軽減税率制度については、関係事業者を含む国民の理解を得た上で、税率 10%時に導入する。

(3) 内外判定基準の見直し(増税)

電子書籍・音楽・広告の配信等の電気通信回線を介して行われる役務の提供を「電気通信役務の提供」と位置付け、内外判定基準を役務の提供に係る事業所等の所在地から、役務の提供を受ける者の住所地等に見直す。

上記の内容に係らず、会計・税務に関する疑問点、不明点等がありましたら、お気軽にお問い合わせ下さい。

【参考文献】

- 平成 27 年度税制改正大綱 平成 26 年 12 月 30 日付 自由民主党 公明党
- 税務通信 3343 号

【連絡先】

ネクストウィル・コンサルティング株式会社/西田公認会計士事務所

電話:03-3568-1977 FAX:03-3568-1979 E-mail: info@nextwill.co.jp

担当者: パートナー 西田 誠 / シニアコンサルタント 清水 一宏

【事業概要】

- 法人アドバイザー事業
法人税務顧問サービス、社外 CFO サービス、記帳代行/事務代行サービス
- 個人アドバイザー事業
所得税・相続税・贈与税等の税務申告サービス、相続・事業承継対策サービス
- 財務アドバイザー事業
M&A アドバイザリー業務、財務デューデリジェンス業務
企業価値評価業務、事業再生支援業務